

四日市市優良建設工事表彰要領の改正内容について (令和5年1月)

1. 主な改正内容

- (1) 完成検査の結果、受注者の責によって再検査となった工事（検査に合格しなかった）が1件でもあった建設業者は、表彰対象外とした。
- (2) 優良建設業者表彰は、四日市市請負工事入札参加資格者名簿への登録期間を3年以上必要としていたが、この要件を撤廃し、表彰の期日に登録されていればよいこととした。
- (3) 優秀工事技術者表彰は、所属建設業者への雇用期間を3年以上必要としていたが、これを撤廃した（表彰の期日に雇用されている必要があることは、従前どおり）。
- (4) 表彰式の出席者は、全ての受賞者のうち、優秀工事技術者表彰受賞者とその所属する建設業者のみとした。
- (5) その他、条文の整理や、市の内部事務に関係する部分の変更。

2. 施行の日と適用範囲

この要領は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和3年4月1日以降に完成した工事にさかのぼって適用するので、令和5年度優良建設工事表彰は、改正後の要領にしたがって行う。

《問い合わせ先》

四日市市総務部工事検査課

電話 059-354-8127